

責任ある素材生産事業体認証制度申請細則

(趣旨)

第1条 本細則は、責任ある素材生産事業体認証制度規定（以下、規則という）第14条第1項及び同条第3項の規定に基づき、認証登録および認証評価の申請に関し、必要な事項を定める。

(申請方法)

第2条 規定第14条第1項で提出を要する申請書類は次表の通りとする。なお、ここで過去1年間の素材生産事業とは、申請の日から遡って1年の間に実施中であった素材生産事業全てを指すものとする。

認証登録 (一つ星)		① 登録申請書（別紙登録様式1）
認証評価 (二つ星)	事業体について	① 受審申請書（別紙申請様式1） ② 事業体概要（別紙申請様式2） ③ 過去1年間の素材生産事業概要（別紙申請様式3）
	過去1年間の素材生産事業現場 全てについて	① 「ガイドライン」でいう伐採更新計画（森林 収穫プラン） ② 「ガイドライン」の事前チェックシートまたはこれと同等の内容を持つもの ③ 「ガイドライン」の事後チェックシートまたはこれと同等の内容を持つもの ④ 伐採届及び受理通知 ⑤ 保安林の場合、保安林伐採許可

(登録申請時期)

第3条 一つ星の登録申請については、随時受け付けて、研修実績確認の上、申請の受理・不受理を登録申請事業体に通知する。

(受審申請時期)

第4条 受審申請は毎年9月の1ヶ月間に受け付ける。

2 前項で受け付けた申請の受理を審議する委員会を、10月に開催する。

3 委員会は、10月末日までに受信事業体に申請の受理・不受理を通知する。

(登録料、受審料の納入)

第5条 申請が受理された登録事業体、受審事業体は、登録料、受審料を受理通知から10日以内に委員会に納めなければならない。

2 登録料、受審料の額は次表の通りとする。

	事業体の過去1年間の直営 素材生産量	受審料	登録料
一つ星			10千円
二つ星 以上	10,000 m ³ 以下	70千円	30千円
	10,000 m ³ ～15,000 m ³	120千円	30千円
	15,000 m ³ 超	上記額に15千m ³ を超える分の10千m ³ 毎に10千円を加算した額	30千円

3 納付された登録料、受審料は返還しない。但し、二つ星認証不可については登録料のみ返還する。

(改正)

第6条 本細則の改正は委員会が行う。

附則

- 1 本細則は、平成30年6月20日から施行する。
本細則は、令和3年4月22日から施行する。
- 2 認証制度発足初年度の素材生産事業現場に関する申請書類は、第2条の規定にかかわらず、過去半年間の全ての現場のものとする。
- 3 認証制度発足初年度の申請時期は、第3条の規定にかかわらず、12月末まで申請を受け付け、申請受理を審議する委員会を1月に開催し、その結果を1月末までに受信事業体に通知するものとする。

登録様式1 登録申請書

申請様式1 受審申請書

申請様式2 事業体概要

申請様式3 過去1年間の素材生産事業概要